

2 0 0 7 S U M M E R E D I T I O N

Kondo Law Office.

KOLO journal

Vere ac libere loquere. Defending Liberty, Pursuing Justice



INDEX

<特集>

国民の司法参加

- 1 裁判員制度の仕組み
- 2 欧米での司法参加
- 3 活動報告
- 4 KOLO diary
- 5 編集後記



※ INTRODUCTION ※

このたび、親しみやすく、より上質なリーガルサービスの提供を目指し、すべて手作りによる事務所報を創刊することに致しました。これにより、新しい法制度や法曹界の息吹、あるいはリーガルオピニオンなどをお伝えできればと考えております。

国民の司法参加

現在の日本社会は、大きな変革期を迎えようとしています。このような激動の時代において、様々な法律問題について、従来の司法制度では十分な対応ができないとして「司法制度改革」が行われることになりました。

これまで、司法制度改革では、「国民に身近で、頼られる司法」の実現を目指し、

1. 国民の期待に応える司法制度の構築
2. 司法制度を支える法曹の在り方の改革
3. 国民の司法参加

の「三つの柱」を軸に改革が行われてきました。

この誌面では、「国民の司法参加」の中でも最も重要なポイントである裁判員制度についてわかりやすく解説したいと思います。



近藤総合法律事務所

(IT関係、企業法務、一般民事)

弁護士 近藤 剛史
tsuyoshi@kondolaw.jp

弁護士 近藤 千秋

弁護士 川添 圭
kawazoe@kondolaw.jp

〒530-0047 大阪市北区西天満5-1-3
南森町パークビル6階

TEL 06-6314-1630

FAX 06-6314-1409

URL <http://www.kondolaw.jp/>



裁判員制度の仕組み

平成16年5月21日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、同月28日に公布されました。そして、平成21年5月まで（公布の日から5年以内）に裁判員制度が始まります。この機会に、裁判員制度についてじっくり考え、理解を深めましょう。

1. 裁判員制度とは

一般市民から無作為に選ばれた裁判員が刑事裁判に参加し、裁判官とともに評議・評決を行う制度のことを言います。この制度は、地方裁判所で行われる刑事裁判のうち、殺人・強盗致死傷罪といった重大犯罪に適用されます。

そもそもこの制度は「国民の司法参加」を目的としており、量刑判断等に市民感覚が反映されることが期待されています。また、国民が司法に対する理解を深め、司法をより一層身近なものとして捉えること等も期待されています。

2. 裁判員制度の流れ

(1)裁判員選任

1年ごとに地方裁判所管轄内の市町村の選挙管理委員会が、「裁判員候補予定者名簿」を作成（くじにより、選挙権を持つ人から無作為選出）

名簿を裁判所に送ります

裁判所は本名簿をもとに「裁判員候補者名簿」を作成（名簿に記載された方は、翌1年間裁判員候補者となります）

事件発生

事件毎に裁判員候補者名簿から、裁判員候補者をくじにより無作為選出

期日を定めて候補者を召還

裁判員等選任手続きにより、候補者から裁判員を選任（欠格事由・就職禁止事由・不適格事由・辞退事由に該当の場合は除外）



(2)公判

原則、裁判員6名・裁判官3名の計9名で行われます。

（裁判によっては裁判員4名・裁判官1名の場合あり）

公判は連日開かれ（原則）、証拠書類の取り調べ、証人や被告人に対する質問が行われます。

(3)評議・評決

公判審理終了後、裁判員は裁判官と共に有罪・無罪の判断行い、有罪の場合は量刑判断も行います。評議は全員一致を目指して行われますが、全員一致の結論が得られない場合は、多数決により判決内容が決められます。

(4)判決宣告

判決宣告は裁判官が行い、裁判員もそれに立ち会います。そして裁判員の任務は判決の宣告をもって終了します。

*裁判員になると負担はどうか？

裁判員は出頭義務・守秘義務を負うこととなり、これに違反すると罰せられる場合もあります。また、裁判員が参加する全ての裁判で「公判前整理手続き」が採用され、裁判の迅速化が図られていますが、裁判に掛かる時間は通常1日5、6時間程度で数日間と見込まれており、その間の裁判員の精神的肉体的負担はかなり重いと言えるでしょう。

*各企業の実務対応

裁判員法71条には裁判員の保護を目的として「不利益取扱いの禁止」が規定されています。つまり、裁判員として休暇を取得したことを理由に、企業側が従業員を解雇・不利益な取り扱いをすることが禁止されています。そこで、裁判員制度の施行に向け、トヨタ自動車・マダモ・東京電力等の大手企業では就業規則を改定し「裁判員有給制度」を導入・導入検討しており、従業員が安心して裁判参加・社会的な義務が果たせるよう環境整備が進められていると報道されています。特に人材が不足しがちな中小・零細企業等では負担が大きくなることが予想されますが、制度の定着のためには企業側に協力が求められることは必至と言え、何らかの対応を行っていくことが必要だと考えます。



欧米での司法参加

裁判員制度と陪審制度

	日本（裁判員制度）	アメリカ（陪審制度）
主 体	裁判員 6名（4名） 裁判官 3名（1名）	陪審員 12名
有罪・無罪の判断	多数決により判断を行う。 有罪にするためには、裁判員と 裁判官のそれぞれ1名以上が 賛成しなければならない。	全員一致（原則）
量刑判断への関与	関与する	関与しない （裁判官が判断）

日本で導入される裁判員制度は、アメリカの陪審員制度のように「全員一致」ではなく、「全員一致を目指す」が、意見が一致しない場合には多数決により判断を行うこととなります。但し、被告人を有罪にする場合には、裁判員と裁判官のそれぞれ1名以上が有罪の意見であることが必要とされ、裁判官のみ、又は裁判員のみの意見によって被告人を有罪にすることはできません（裁判員法67条）。つまり、裁判員制度では、有罪・無罪の決定が多数決によって判断がなされる場合があります。しかし、議論を苦手とし、「和」を重んじる日本人の国民性に欧米の制度を参考にした「裁判員制度」が果たしてうまく機能するのかどうか、今後じっくりと検証していく必要があると言えるでしょう。

法律の「こころ」

ここでは法律用語をわかりやすく解説します。

「疑わしきは罰せず」

（ラテン語で、in dubio pro reo）被告人に刑罰を適用するには犯罪となる事実がなければなりません。その場合、検察官が立証して事実の存否を示さなければならないのですが、その立証が不十分なために検察官の立証しようとする『事実』が存在するということに裁判官が疑問を抱いた場合には、その『事実』はなかったものとして扱うという原則です。この考えは、どんなことがあっても、無実の者を処罰してはならないという近代刑事法の基本原則であり、世界各国で採用されています。

法律名画レビュー

『十二人の怒れる男』は1957年に製作された映画でもう50年前の映画で白黒ですが、現在見ても今の映画と変わらないくらい楽しめます。

ストーリー

映画の舞台は、1950年代頃のアメリカです。スラム街に住む18歳の少年が、「父親をナイフで刺し殺した」として殺人罪に問われていた事件で、様々な職業、生い立ちを

持っている12人の陪審員達はその評決を下します。初めの有罪、無罪を問う投票では12人中11人が有罪。たった一人8番陪審員だけが無罪としました。「一人の少年の生死について、話し合いもせずに簡単に話し合いもせずに決めていいものか」という理由で。そこから再投票をする度に無罪に転ずる陪審員が増えていき、次第に個人的感情だけで、物事で判断している陪審員もわかってきます。白熱した議論、検証の結果、すべての証拠や証言が確実に有罪に結びつくものではないことが証明されました。最後まで有罪を主張していた3番陪審員も、家出した自分の息子と今回の容疑者の少年と重ねあわせて、別の人物を裁いていたのです。そんな3番陪審員も泣きながら無罪に転じました。



「疑わしきは罰せず」に乗っ取り、少年に対する評決はついに「無罪」で一致しました。結局最後まで真実はわからず、この少年が罪を犯したのかどうかは触れられていませんが、時には、自分自身の意見を貫く事の大切さ、議論の大切さ、人を裁く事の難しさが感じとれる映画だといえます。

活動報告（司法委員）

私（近藤）は、今春より、大阪簡易裁判所で司法委員を務めております。簡易裁判所（簡裁）が国民に身近な裁判所であることから簡裁の審理に一般市民の良識を反映し、より社会常識にかなう裁判を実現するために設けられたもので、国民の司法参加の一形態であるとされています。簡裁におきましては、消費者金融事件（いわゆる業者事件）、過払金返還請求事件（利息制限法違反）、売買代金請求事件（割賦販売）、交通事故（物損）による損害賠償請求事件、敷金返還請求事件などの事件が多いのですが、これらの民事事件のうち、裁判官が即日和解を行うことが相当と認めた場合に、和解の補助を行ったりすることが主な仕事となります。簡裁での訴額（訴訟で求める金額）が140万円に引き上げられたこともあり、随分と定型的なサラ金事件が多いなあというのが正直な感想ですが、逆に、本人訴訟が多いこともあり、本人への説明や説得に時間がかかるというところもあります。簡易迅速に、かつ本人が納得できる解決に、という両方の要請のバランスを取るのは、なかなか難しいものです。



KOLO diary



今回、事務所報の発行するに際し、最終ページの一角を事務局にいただけることになりました。また、ホームページで毎日ブログも更新しておりますので、そちらも併せて近況をご報告できたらと考えております。今年は、春先から夏にかけて、当事務所に司法修習生が二名いらっしゃいました。両名とも二ヶ月という短い期間ではありましたが、事務所に新たな風を運んで下さいました。

司法修習生と法律事務職という全く異なるジャンルの仕事ではありますが、そこから多くを学び取らなければならないのだと感じました。変化のある職場で働けるということは幸せなことだと思っています。影響を与えて下さる方々へ感謝の気持ちを込め、事務局一同邁進して参りますので今後とも宜しく願い申し上げます。

近藤総合法律事務所HPIにて事務局ブログ「KOLOのちょっと一息」も掲載中ですので、そちらもぜひご覧ください。
<http://www.kondolaw.jp/>

編集後記

今回の事務所報の編集者の一人で大学院生の西川です。先生の事務所では、大学院生を毎年インターンとして受け入れてくださり、事務所で様々な勉強をさせて頂いています。今回の事務所報の創刊号の編集という大役を任せてくださり、「自分には荷が重すぎるのではないかな？」とも感じました。いざ、編集の業務に取りかかってもやはり自分自身至らない所が大変多く、先生をはじめ、事務所の皆様には最後までご迷惑をかけっぱなしだったのですが、本当に温かく支えてくださって、今回の創刊へと至りました。次号からもよりよい誌面を作っていきたいと考えておりますので、ご意見ご感想があれば、ご遠慮なくお寄せください。



アレックス（ゴールデンレトリバー、オス、7歳）